

健康福祉局

資料編

I 健康福祉局の沿革

1 健康福祉推進部・すこやか長寿部・福祉支援部の沿革

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
昭 26. 10. 29		社会課を廃止し、社会福祉事業法による福祉事務所を設置（総務部に属する。） 庶務、保護、福祉、住宅の4係を設置（所管施設） 養老院1、保護寮2、保育園4、授産所1、公益質舗2
27. 7. 1	市立病院敷地内に産院を開設（定床20）	
8. 1	乳児院を開設（定員25人）	
28. 4. 1	市立母子寮（清水町）開設（定員15世帯）	
29. 12. 11	市社会福祉協議会設立 民生安定資金貸付開始	
30. 4. 5		社会課新設（福祉三法外を取り扱う。） 民生部 社会課・・・庶務、厚生係 福祉事務所・・・庶務、援護、母子係
8. 15	新川（三和）保育園開設（定員80人）	
10.	世帯更生資金貸付制度開始	
31. 4. 1	武町に宿所提供施設親和厚生寮（定員50世帯）、下伊敷日当平にたいら厚生寮（定員30世帯）開設 鴨池保育園を社会事業協会に委託	
6. 1	郡元公益質舗開設	
33. 1. 7	婦人相談員を2名置く。	
6. 20	玉里園内に救護施設を新設、鹿児島市保護寮とする。（定員60人） 薬師・塩屋保護寮を廃止	福祉事務所援護係を2係に分割
34. 4. 1	鹿児島市保護寮を鹿児島市立玉里園救護施設に改称	
4. 13	鴨池保育園を市社会事業協会に移譲	
35. 7. 25	障害者雇用促進法施行	
8. 1	心配ごと相談所開設（市社協）	
36. 4. 1	原良保育園開設（定員60人）	福祉事務所「部」に昇格（庶務課、福祉課）
37. 3. 25	授産所を郡元町新川へ移転	
4. 1	新屋敷保育園（城南保育園）を洲崎町埋立地へ移転	
10. 1	市社会福祉協議会が社会福祉法人として発足	
10.	谷山福祉会館設置	
	老人家庭奉仕員を8名置く。（市社協へ委託）	
39. 4. 1	東桜島保育園開設（定員60人） 郡元公益質舗廃止	
6. 1	授産所を郡元公益質舗跡へ移転	
12. 16		社会課が民生部所管から福祉事務所所管となる。
40. 4. 1	福祉課面接室設置	
41. 4. 1	黒神へき地保育所開設（定員30人） 城南児童館開設（市社協へ委託）	
8. 1	社会福祉活動専門員を設置	
10. 13	福祉事務所15周年大会で厚生大臣賞を受賞	
42. 4. 29		谷山市と合併。谷山福祉事務所を廃止し、鹿児島市福祉事務所谷山分室とする。
9. 15	敬老特別乗車証交付（対象70歳以上）	
10. 1	身体障害者家庭奉仕員を3名置く。	
11. 16	ちびっこ広場第1号開園（草牟田地区）	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
43. 4. 1	柳田保育園開設（市社会事業協会へ貸与）	機構改革 3 課 1 園 1 分室 庶務課、福祉課、社会課、玉里園、谷山分室 福祉課を保護課、福祉課（福祉 5 法）に分割
6. 22	新川（三和）児童館開設（市社協へ委託） 家庭奉仕員 11 名を市の非常勤職員とする。 老人クラブ指導育成業務嘱託員設置（老人福祉相談員）	
10. 7	ろうあ者福祉相談員を設置	
44. 4. 1	武保育園開設（市社会事業協会へ貸与）	
10. 1	寡婦福祉資金貸付制度を実施	
45. 4. 1	市民福祉手当支給条例制定（寝たきり老人、重度心身障害児、遺児等修学手当） 家庭児童相談員を設置	
5. 21	田上保育園開設（市社会事業協会へ貸与） 心身障害者対策基本法施行（平 5. 12. 3 に障害者基本法施行に改称）	
10. 1	児童手当条例制定（18 歳未満の第 4 子以上）	
46. 4. 1	玉里保育園開設（市社会事業協会へ貸与）	
10. 1	友愛特別乗車証交付（対象身障 3 級以上） 心身障害児家庭奉仕員を 2 名置く。	
10. 21		
47. 4. 1	桜島降灰に対する私立高校授業料助成事業実施 老人医療費助成条例制定 老人福祉ブザー設置	
5. 24	老人レジャー農園第 1 号開園	
10. 1	老人社会奉仕団結成	
48. 3. 31	親和厚生寮廃止	
4. 1	なぎさ福祉館開設（簡易児童館・簡易老人憩の家） 長寿者を敬い祝福する条例制定 老人居室整備資金貸付制度開始 なぎさ保育園開設（定員 30 人）	
4. 13	玉里園を伊敷団地へ移転、名称を「いしき園」に変更	
7. 1	乳幼児医療費助成事業開始	
10. 28	老人スポーツ大会開催	
12. 1	玉里福祉館開設（簡易老人憩の家） あたご保育園開設（定員 60 人）	
49. 4. 1	南林寺福祉館開設（簡易老人憩の家） 南林寺保育園開設（定員 30 人）	機構改革 市民生活局福祉事務所となる。 5 課 1 園 1 分室 庶務課、生活援護課、児童家庭課、老人福祉課、社会福祉課、いしき園、谷山分室 高等看護学校開校
6. 17	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	
7. 1	重度心身障害者等医療費助成制度開始	
9. 1	心身障害者（児）監護者に特別福祉手当支給	
10. 17	移動浴槽車による老人入浴サービス開始（運営は市社会事業協会） 心身障害者対策協議会設置	
12. 1	老人家庭訪問員事業開始	
50. 4. 1	清水保育園開設（定員 60 人） 上町福祉館開設（簡易老人憩の家）	
5. 23	身体障害者福祉モデル都市指定	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
7. 1	敬老・友愛パス未利用地域特別回数券交付	機構改革 市民生活局から市民局になり、生活援護課に医療係を設置
10. 1	生活保護級地の２級地への引き上げ	
12. 20	特別福祉手当廃止と福祉手当新設（国）	
51. 4. 1	老人身障福祉電話の取付け（初年度 35 台）	
	市立乳児院と鹿児島中央乳児院を合併し、薬師町へ移転。運営を市社会事業協会へ委託	
	心身障害児通園事業施設「わかば園」開設（定員 20 人）	
	西紫原保育園開設（定員 60 人）	
	紫原福祉館開設（簡易老人憩の家）	
5. 6	軽費老人ホーム（B型）谷山荘開設（定員 50 人）	
8. 1		
52. 4. 1	都市児童健全育成事業開始	
	薬師保育園開設（定員 60 人）	
	城西福祉館開設（簡易老人憩の家）	
7. 1	寝たきり老人寝具乾燥事業開始	
53. 1. 26	草牟田児童育成クラブ開設	
3. 13	たいら厚生寮廃止	
4. 1	手話通訳者設置	
	聴覚障害者シンボルマーク交付	
	精神薄弱者等交通費助成	
	吉野保育園開設（定員 60 人）	
	身体障害者用自動車改造費助成	
9. 1	在宅寝たきり老人一時保護事業開始	
10. 26	紫原児童育成クラブ開設	
11. 1	身体障害者福祉バス購入（運行は市社協へ委託）	
54. 4. 1	下伊敷保育園開設（定員 60 人）	
	武保育園開設（定員 90 人）	
	武福祉館開設（簡易老人憩の家）	
	小松原市民館開設	
4. 5	福祉コミュニティーセンター開館	
8. 30	重度視覚障害者特殊調理器給付事業開始	
55. 1. 7	明和児童育成クラブ開設	
1. 26	国際児童年記念与次郎ヶ浜児童遊園開設	
3. 31	谷山保育園の廃止	
4. 1	東谷山福祉館開設（簡易老人憩いの家）	
	松原福祉館開設（簡易老人憩いの家）	
	精神薄弱者授産施設希望の園開園（定員 20 人）（運営は市精神薄弱者育成会）	
	心身障害者通所援護事業補助金制度発足	
	東谷山保育園開設（定員 60 人）	
	松原保育園開設（定員 60 人）	
56. 3. 1	武岡児童育成クラブ開設	
4. 1	清水児童育成クラブ開設	
	在宅重症心身障害児（者）療育講習会事業開始	
6. 1	言語障害児訓練事業開始	
10. 1	母子家庭等医療費助成事業開始	
57. 9. 1	鴨池福祉館開設	
58. 2. 12	坂元児童育成クラブ開設	
	東谷山児童育成クラブ開設	
4. 1	宇宿及び西伊敷福祉館開設	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	小野市民館開設 障害者対策長期行動計画策定 在宅障害者デイサービス事業開始（市社協へ委託）	
10. 15	吉野児童育成クラブ開設	
11. 6	中国帰国者日本語講座開設	
59. 4. 1	坂之上及び甲南福祉館開設 福祉住宅の廃止	生活援護課に武・田上地区係を設置
7. 1	ボランティア保険制度実施	
8. 20	大明丘児童育成クラブ開設	
60. 4. 1	武岡及び玉里団地福祉館開設 シルバーホン「あんしん」設置	
4. 8	母子父子家庭親と子のふれあい事業開始	
9. 10	老人福祉バス運行（市社協へ委託）	
9. 25	伊敷児童育成クラブ開設	
10. 1	柳町福祉館開設	
61. 1. 20	西陵児童育成クラブ開設	
2. 1	川上福祉館開設	
4. 1	デイホーム事業開始 老人介護手当支給事業開始 吉野東福祉館開設	
9. 1	平川福祉館開設	
11. 15	星ヶ峯児童育成クラブ開設	
62. 1.	デイサービス事業開始	
4. 1	紫原福祉館の名称を西紫原福祉館に変更 明和、紫原、八幡及び西谷山福祉館開設	機構改革 生活援護課が保護第一課、保護第二課となる。 児童家庭課の施設管理係廃止、庶務課に施設係 新設 名称変更 老人福祉課→高齢者福祉課 老人福祉係→高齢者福祉係 老人医療係→高齢者医療係 更生係 →障害者福祉係 谷山分室 →谷山福祉課 社会福祉係→福祉係 生活援護係→保護係
6.	母子相談員を1名置く	
9.	長才まつり実施	
9. 19	谷山児童育成クラブ開設	
9. 30	谷山福祉会館廃止	
11. 7	西谷山児童育成クラブ開設	
63. 1. 21	心身障害者総合福祉センター開設	
2. 20	桜ヶ丘福祉館開設	
3. 25	田上台福祉館開設	
9. 17	吉野東児童育成クラブ開設	
12.	高齢者のしおり、小中学校福祉読本の作成	
平元. 4. 1	谷山北福祉館開設	
7. 25	武岡台児童育成クラブ開設	
9. 12	吉野及び西陵福祉館開設	
11. 1	老人ナイトケア事業開始	
12. 16	原良児童育成クラブ開設 高齢者グラウンドゴルフ場設置事業開始	
2. 4. 1	唐湊及び星ヶ峯福祉館開設	
3. 4. 1	老人ミドルステイ事業開始	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	在宅介護支援センター事業開始 ホームヘルプサービス（登録ヘルパー）委託事業開始 愛のふれあい会食事業開始 坂元福祉館開設 なぎさ福祉館の名称を真砂福祉館に変更 いしき園の保健サービス事業を市社会事業協会に委託 児童育成クラブの名称を児童クラブに変更 手話ビデオ、車いす貸与事業開始 6. 1 一時的保育事業開始 9. 1 ふれあいのまちづくり事業開始（市社協への補助） 12. 21 星峯東児童クラブ開設 4. 4. 1 老人ホームケア促進事業開始 老人ホームヘルパーチーム運営推進事業開始 在宅介護講習会事業開始（市社協への補助） たてばば、皇徳寺及びび谷山福祉館開設 母子家庭修学金支給事業開始 7. 1 友愛タクシー券交付事業開始 7. 高齢者洋上セミナー事業開始 8. 1 手話通訳者1名増（8.24より伊敷支所設置） 8. 2 手話通訳者育成事業開始 9. 1 川上、西田及び桜丘東児童クラブ開設 10. 3 宮川児童クラブ開設 11. 1 福祉ふれあいフェスティバル事業開始 5. 1. 5 桜島地区デイサービス事業開始 4. 1 日常生活用具設置費助成事業開始 身体障害者福祉電話基本料金補助事業開始 老人福祉施設協議会補助金交付事業開始 田上福祉館開設 6. 1 すこやか育児相談事業開始 心をつなぐともしびグループ活動推進事業開始 6. 10 高齢者福祉施設管理基金設置 6. 15 心をつなぐ訪問給食事業開始 7. 1 申請書等の捺印廃止 10. 13 花野福祉館開設 6. 1. 1 主任児童委員設置（54人） 1. 28 在宅介護支援システム（緊急通報システム等）設置事業開始（高齢者） 2. 18 高齢者保健福祉計画（21輝きプラン）策定 3. 障害者や高齢者の住みやすい住宅づくりの手引作成 4. 1 錦江台、中山及び桜丘西児童クラブ開設 保育所地域子育てモデル事業開始 福平福祉館開設 6. 1 子どものショートステイ事業開始 心身障害者対策協議会を障害者施策推進協議会に名称変更 7. 1 まごころ総合利用券交付開始（高齢者） 在宅介護支援システム設置事業の重度障害者利用開始 8. 1 寝たきり老人及び重度身体障害の理髪サービス事業開始 8. 6 三世代ふれあいセミナー事業開始	機構改革 庶務課給付係と保護第一課医療係を保護第一課給付医療係に統合、高齢者福祉課に生きがい対策係新設

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
9. 12	すこやか入浴券交付事業開始	機構改革（中核市移行） 福祉庶務課、社会福祉課を廃止し、福祉総務課、地域福祉課、障害者福祉課を新設
9. 15	ふれあい長寿社会宣言	
7. 2. 14	長寿社会対策推進委員会設置	
3. 26	ゆうあい館交流事業ふれあいロードショー	
4. 1	皇徳寺及び花野児童クラブ開設 母子家庭修学金支給事業廃止	
7. 1	紙おむつ等購入費助成事業開始（高齢者）	
8. 1	24 時間対応巡回型ホームヘルパー派遣事業開始	
8. 7	市社協へ老人ホームヘルプサービス事業を委託	
8. 2. 28	みんなにやさしいまちづくりー鹿児島市福祉環境整備指針策定 障害者施策に関する新長期計画策定	
4. 1	母子及び寡婦福祉資金貸付事業開始 母子家庭等たすけあい資金貸付事業開始 母子家庭・寡婦・父子家庭介護人派遣事業開始 母子家庭等自立促進対策事業開始 母子家庭等生活指導強化事業開始 軽費老人ホーム事務費補助事業開始 老人クラブ地区交流研修会事業補助金新設	
4. 18	高齢者福祉センター与次郎及び高齢者デイサービスセンター与次郎開設	
7. 1	紙おむつ等購入費助成事業開始（心身障害者）	
7. 22	福平、伊敷台及び西紫原児童クラブ開設	
8. 1	母子寡婦福祉資金償還指導員を 1 名置く	
9. 18	熟年アカデミー事業開始	
10. 1	寝たきり老人等訪問歯科診療推進補助事業開始	
11. 1	介護技術研修会開催事業開始	
11. 3	ホリデイサービス開始	
11. 15	在宅介護リフレッシュ事業開始	
12. 14	伊敷台福祉館開設	
9. 4. 1	福祉総合案内窓口開設 武及び玉江児童クラブ開設（教育委員会から移管） 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、日常生活用具給付）開始 高齢者等住宅改造費助成事業開始 高齢者・身体障害者リフォームヘルパー事業開始	
4. 12	高齢者福祉センター東桜島及び高齢者デイサービスセンター東桜島開設	機構改革 福祉総務課の事業調整係を事業調整係と指導監査係に分割
6. 2	ショートステイ無料利用券制度開始	
7. 22	和田児童クラブ開設	
9. 9	南林寺福祉館の名称を甲東福祉館に変更	
11. 1	ゆうあい福祉バス運行開始	
10. 1. 1	手話通訳者 1 名増（吉野支所設置）	
3. 1	ふれあいガイドマップ、ゆうあいガイドブック発行	
3. 25	子育て支援計画策定	
4. 1	精神障害者への友愛特別乗車証、友愛タクシー券交付開始 身体障害者への自動車運転免許取得助成事業開始	機構改革 福祉事務所内に介護保険準備室新設
7. 1	福祉機器リサイクル事業開始 中郡児童クラブ開設	
7. 25	かごしますくすく子どもプラン推進大会開催	
11. 4. 1	知的障害者デイサービス事業開始 知的障害者ショートステイ事業利用券制度開始	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
4. 10	かごしま温泉健康プラザ開設	
6. 1	八幡児童クラブ開設	
7. 15	吉田町、桜島町、三島村及び十島村の要介護認定等の審査判定事務の委託に関する規約締結	
10. 1	要介護認定事務開始 介護保険準備室に介護保険相談員を 5 名配置 (本庁 2 名、谷山 1 名、伊敷 1 名、吉野 1 名) 痴呆対応型老人共同生活援助事業開始 ふれあいファックスの設置 (本庁・谷山支所)	
12. 27	少子化対策臨時特例交付金事業開始	
12. 3. 28	高齢者保健福祉・介護保険事業計画 (平成 12～16 年度分) 策定	
4. 1	生きがい対応型デイサービス事業開始 ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業開始 虚弱高齢者等福祉用具給付事業開始 ひとり暮らし高齢者等短期入所事業開始 介護保険制度開始	機構改革 健康福祉局新設 市民局所管から健康福祉局所管となる 健康福祉部 市福祉事務所 谷山福祉事務所 保健所 健康福祉部新設 健康福祉総務課 健康づくり推進課 指導監査課 地域福祉課・・・地域福祉、施設係 小松原、小野市民館 介護保険課・・・庶務、認定、保険料、給付係 高等看護学校 福祉事務所を鹿児島市福祉事務所と谷山福祉事務所に分割 鹿児島市福祉事務所 保護第一課・・・庶務、中央地区、上町吉野地区、伊敷東桜島地区、給付医療係 保護第二課・・・三和宇宿地区、中郡紫原地区、武田上地区、荒田地区係 児童家庭課・・・保育、婦人児童、児童手当、児童医療係、保育園 高齢者福祉課・・・生きがい対策、高齢者福祉、高齢者医療係 障害者福祉課・・・ゆうあい、障害者福祉係 いしき園 市立産院 谷山福祉事務所 (新設) 福祉課・・・庶務、福祉係 保護課・・・北地区、南地区係
4. 20	寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業開始	
7. 1	ゆうあい訪問給食事業開始	
10. 1	ファミリー・サポート・センター開設 介護保険課に介護保険指導員を 3 名配置	
11. 1	谷山福祉事務所福祉課に母子相談員を 1 名配置 (市福祉事務所からの移管)	
11. 16	知的障害者福祉センター開設	
12. 1	知的障害者デイサービスセンター、心身障害児通園事業施設「あゆみ」開設	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
12. 17	高齢者福祉センター谷山開設	機構改革 谷山福祉事務所福祉課の庶務係、福祉係を介護障害係と児童高齢係に再編 吉田町、桜島町、喜入町、郡山町、松元町と合併 機構改革（市町村合併） 健康づくり推進課にマリンピア喜入（係）を新設 鹿児島市福祉事務所に伊敷福祉課（福祉係、保護係）、吉野福祉課を新設
13. 1. 14	かごしま市民福祉プラザ開館（市社会福祉協議会ボランティアセンター移転整備拡充）	
4. 1	心身障害児放課後等対策事業開始 市立保育園延長保育促進事業開始 市立保育園乳児保育開始 広木児童クラブ開設 家族介護慰労金支給事業開始 成年後見制度利用支援事業開始	
4. 9	谷山福祉事務所福祉課に婦人相談員を 1 名配置	
4. 24	人工呼吸器・酸素濃縮器電気料助成事業開始	
5. 11	鹿児島市児童虐待防止協議会設置	
14. 3. 29	かごしま市民健康 55 プラン策定	
4. 1	手話通訳者等派遣事業開始 徘徊高齢者家族支援サービス事業開始	
6. 1	保健福祉総合相談・案内窓口開設（福祉総合案内整備拡充） 谷山福祉事務所福祉課に家庭児童相談員 1 名配置	
6. 25	鹿児島市児童虐待防止協議会地域連絡会設置	
8. 1	児童扶養手当認定・支給事業開始	
10. 1	乳幼児健康支援一時預かり事業開始	
15. 1.	子育てガイド発行	
3. 27	第 2 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 15～19 年度分）策定	
3.	ふれあいマップ発行	
4. 1	支援費制度開始 障害児短期入所事業開始 宇宿、荒田及び東桜島児童クラブ開設 母子相談員を母子自立支援員に名称変更 谷山福祉事務所に生活保護面接相談員を 1 名配置	
4. 21	障害児デイサービス事業施設「なかよし園」開設	
5. 1	谷山福祉事務所福祉課に保健福祉総合相談・案内窓口開設	
9. 29	伊敷児童クラブを伊敷小学校の余裕教室に移転	
16. 3. 12	ゆうあいガイドブック発行	
3. 22	新障害者福祉保健計画（平成 16～24 年度分）策定	
3. 23	地域福祉計画策定	
3. 31	かごしま市すこやか子ども元気プラン(平成 16～23 年度分)策定	
4. 1	谷山円明庵、坂元台、大龍及び中洲児童クラブ開設 子育て短期支援（トワイライト）事業開始 母子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費）開始 宇宿中間福祉館開設 福祉事務所に生活保護面接相談員を 2 名配置	
7. 1	介護保険課に介護給付調査指導員を 1 名配置	
11. 1	合併により 5 町の下記施設を引き継ぐ。 ・さくらじま白浜温泉センター ・マリンピア喜入 ・スパランド裸・楽・良 ・高齢者福祉センター（桜島、松元、郡山） ・喜入老人憩の家 ・すこやかランド石坂の里	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	・児童クラブ（吉田、本名、牟礼岡、桜峰、瀬々串、中名、前之浜、春山、石谷、郡山） ・本名保育所（吉田町・定員 30 人）、宮之浦保育所（吉田町・定員 45 人）、花尾保育所（郡山町・定員 45 人） ・郡山児童センター ・吉田福祉センター	吉田保健福祉課、桜島保健福祉課、松元保健福祉課、郡山保健福祉課を新設 谷山福祉事務所に喜入保健福祉課を新設 喜入町から喜入園を引き継ぐ。
11. 9	和田福祉館開設	
17. 3. 31	かごしま市保育計画（平成 17～21 年度分）策定	
4. 1	八幡第二及び中山第二児童クラブ開設 育児支援家庭訪問事業開始 発達障害者支援法	機構改革 鹿児島市福祉事務所児童家庭課をこども福祉課に名称変更し、子育て支援推進課を新設
6. 1	手話通訳者 5 名増（吉田、桜島・東桜島、喜入、松元、郡山支所） 福祉事務所に被保護者就労支援員を 2 名配置	
18. 3. 1	敬老特別乗車証・すこやか入浴証（3 分の 1 の自己負担）・友愛特別乗車証を IC カード化し、新制度開始	
3. 30	第 3 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 18～20 年度分）策定	
3. 31		高等看護学校閉校
4. 1	郡山児童センター区画整理により移転新築開館 桜洲、松元及び南方児童クラブ開設 長寿者を敬い祝福する条例廃止 敬老金支給条例を全部改正	
10. 1	障害者自立支援法全面施行	
12. 20	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行	
19. 2. 1	鹿児島市地域支援包括センター開設（15 箇所）	
3. 1	乳幼児医療費助成事業の助成方法見直し （県内医療機関等受診分について自動償還方式導入）	
3. 23	地域福祉計画改定	
3. 30	鹿児島市障害福祉計画（平成 18～20 年度分）策定	
4. 1	障害福祉サービス利用者負担軽減事業、児童デイサービス利用者負担軽減事業、障害児補装具利用者負担軽減事業開始 紫原第二、吉野東第二、錦江台第二、桜丘西第二及び山下児童クラブ開設 西紫原、薬師、吉野、武、下伊敷、松原保育園を市社会事業協会に経営移行 乳幼児医療費助成事業の対象年齢の拡充 （6 歳未満⇒6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）	機構改革 名称変更 介護保険課 庶務係→介護企画係 子育て支援部を新設 福祉事務所の子育て支援推進課、こども福祉課、市立産院が子育て支援部の所管となる。 子育て支援推進課に保育施設係新設 障害者福祉課に自立支援係新設
10. 1	高齢者福祉センター吉野開設	
11. 1	にこにこ子育て応援隊応援活動開始	
20. 2. 1	母子自立支援プログラム策定事業を開始	
3. 31		指定管理者制度の導入により、健康づくり推進課のマリンピア喜入（係）を廃止
4. 1	親子つどいの広場（なかまっち）開設 ファミリー・サポート・センター移転開設 吉野第二、武岡第二、西紫原第二及び西伊敷児童クラブ開設 乳幼児医療費助成事業の全額助成の対象者の拡大 （0 歳児⇒3 歳未満児）	地域福祉課 施設係を廃止し、地域共生係を新設 高齢者福祉課 高齢者医療係→後期高齢者医療係

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
5. 26	母子家庭等医療費助成事業を母子・父子家庭等医療費助成事業に名称変更	
21. 2. 13	鹿児島市要保護児童対策地域協議会設置	
3. 25	第 4 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 21～23 年度分）策定	
	鹿児島市障害福祉計画第 2 期計画（平成 21～23 年度分）策定	
	新障害者福祉保健計画（平成 16～24 年度分）一部見直し	
3. 30	かごしま市食育推進計画策定	
4. 1	武第二、田上、西陵第二、向陽、玉江第二及び小山田児童クラブ開設	機構改革 健康づくり推進課を健康福祉総務課に統合 福祉事務所の保護第二課武田上松元地区係を田上松元地区係、荒田地区係を武中洲地区係に名称変更、八幡鴨池地区係新設
6. 1	生活保護特別指導員を 2 名配置（本庁 1 名、谷山 1 名） 保育料等収納嘱託員を 2 名配置（本庁 1 名、谷山 1 名）	
10. 30	第二次かごしま市保育計画（平成 21 年度後半～26 年度分）策定	
22. 3. 29	第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン（平成 22～26 年度分）策定	
3. 31		機構改革 市立産院廃止
4. 1	介護保険課に介護保険料窓口収納等嘱託員を 2 名配置 東谷山第二児童クラブ開設 子ども手当制度開始 生活保護高齢者世帯専任支援員を 13 名配置（本庁 10 名、谷山 3 名） 谷山福祉事務所保護課に被保護者就労支援員を 1 名配置	機構改革 福祉事務所保護第一課に生活支援係新設 谷山福祉事務所保護課に生活支援係新設
6. 1	伊敷福祉課、吉野福祉課に生活保護面接相談員を各 1 名配置	
9. 1	すこやか子育て交流館企画運営指導員を 4 名配置	
9. 21	すこやか子育て交流館子育て支援員を 14 名配置	
10. 1	犬迫児童クラブ開設	機構改革 子育て支援推進課に交流係新設
10. 9	すこやか子育て交流館（りぼんかん）開館	
23. 4. 1	鴨池、宮、錫山、伊敷台第二、桜丘東第二、谷山第三、中山第三児童クラブ開設 家庭児童相談室・女性相談室・母子自立支援室を「こどもと女性の相談室」に統合 日中一時支援、移動支援事業の利用者負担を市町村民税非課税者について免除の開始 重症心身障害児通園事業開始 高齢者福祉課に高齢者等住宅改造調査員を 1 名配置 保護第二課に被保護者就労支援員を 2 名配置	機構改革 福祉事務所保護第二課に生活支援係新設
6. 1	皆与志児童クラブ開設	
10. 1		
24. 2. 10	第 5 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 24～26 年度分）策定	
3. 15	地域福祉計画改定	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
3. 22	鹿児島市障害福祉計画第3期計画(平成24～26年度分)策定	
4. 1	介護保険課に介護認定事務嘱託員を2名配置 県から権限移譲により介護保険事業者等の指定事務等開始 ・居宅サービス事業者 ・介護予防サービス事業者 ・介護保険施設 ・居宅介護支援事業者 ・有料老人ホーム 西田第二、喜入、本城児童クラブ開設 子ども手当から児童手当へ制度改正 障害児通所等支援事業開始 障害児通所支援利用者負担軽減事業開始(児童デイサービス利用者負担軽減事業から変更) 県から権限移譲により指定障害福祉サービス事業者等の指定事務等開始	機構改革 健康福祉部をすこやか長寿部に名称変更 健康福祉総務課を健康総務課に名称変更し、係を新設 事業調整係 健康づくり係 福祉事務所高齢者福祉課が、すこやか長寿部の所管となり、長寿支援課に名称変更 生きがい対策係→生きがい支援係 高齢者福祉係→在宅支援係 地域包括支援係、長寿施設係を新設 介護保険課 介護企画係→庶務係 福祉事務所を福祉部に名称変更し、健康福祉部地域福祉課が福祉部の所管となる。障害者福祉課を障害福祉課に名称変更 障害者福祉係→障害福祉係 谷山福祉事務所を谷山福祉部に名称変更
5. 1	指導監査課に指導監査嘱託員を3名配置	
7. 2	鹿児島市地域包括支援センター谷山南開設	
10. 1	障害者虐待防止法施行 鹿児島市障害者基幹相談支援センター及び鹿児島市障害者虐待防止センター設置	
11. 1	鹿児島市地域包括支援センター西伊敷開設	
25. 2. 1	市立乳児院を市社会事業協会に経営移行	
3. 21	第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」(平成25～34年度分)策定	
4. 1	地域主権一括法施行に伴い、各施設の運営等の基準に関する条例制定(18条例) 高齢者福祉センター松元廃止 鹿児島市地域包括支援センター愛称「長寿あんしん相談センター」供用開始 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム事業開始 ひとり暮らし障害者等安心通報システム事業開始 介護保険課に介護認定事務嘱託員を2名配置 認可外保育施設保育料助成事業開始 認可外保育施設保育士資格取得支援補助事業開始 幼稚園2歳児預かり保育運営費補助事業開始 清水第二、田上第二、広木第二、星峯西第二児童クラブ開設 子ども・子育て会議条例施行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行 障害者優先調達推進法施行 難聴児補聴器購入助成事業開始 生活保護高齢者世帯等専任支援員を5名配置(伊敷3名、吉野2名)	機構改革 福祉部吉野福祉課に係を新設 福祉係 保護係 谷山福祉部福祉課 介護障害係→長寿福祉係 児童高齢係→子育て支援係
6. 1	保育コーディネーターを3名配置(本庁2名、谷山1名) 被保護者年金調査支援員を2名配置(本庁2名)	
7. 9	子ども・子育て会議設置	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
8. 1	こども医療費助成事業の対象者の拡大	
	6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	
	→12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	
12. 4	障害者の権利に関する条約批准	
12. 24	南部親子つどいの広場（たにっこりん）開設	
	親子つどいの広場（なかまっち）の名称を東部親子	
	つどいの広場に変更	
12. 27	第三次鹿児島市障害者計画（平成 25～29 年度分）策	
	定	
26. 3. 31	第二次かごしま市食育推進計画（平成 26～30 年度	
	分）策定	
	第二次かごしま市保育計画改定	
4. 1	吉野第三、吉野東第三児童クラブ開設	機構改革
	保育コーディネーターを 2 名増（本庁 1 名、谷山 1	子育て支援部に保育課（総務係・施設係）、母子
	名）	保健課を新設
	乳幼児巡回支援専門員を 7 名配置	
	幼稚園に対する助成業務（市立幼稚園を除く）を教	
	育委員会から子育て支援部に移管	
	母子保健業務を保健所から子育て支援部に移管	
6. 1	被保護者年金調査支援員を 1 名増（谷山 1 名）	
7. 1	北部親子つどいの広場（なかよしの）開設	
	生活保護法一部改正法 施行	
7. 7	向陽第二、春山第二、福平第二、中山第四児童クラ	
	ブ開設	
7. 12	平川児童クラブ開設	
10. 1	父子福祉資金貸付制度の開始	
	母子自立支援員を母子・父子自立支援員へ名称変更	
10. 15	生活自立支援センター開設	
27. 2. 16	第 6 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 27	
	～29 年度分）策定	
3. 23	鹿児島市障害福祉計画第 4 期計画（平成 27～29 年度	
	分）策定	
3. 26	第一期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定（平	
	成 27～令和元年度分）	
	鹿児島市保育所等整備計画策定	
4. 1	子ども・子育て支援新制度開始	
	花尾、明和第二、鴨池第二児童クラブ開設	
	小児慢性特定疾病支援員を 1 名配置	
	生活困窮者自立支援法 施行	
	すこやか子育て交流館企画運営指導員を 1 名増	
	指導監査課に指導監査嘱託員を 1 名増	
4. 20	原良第二児童クラブ開設	
6. 15	保育コーディネーターを 2 名増（伊敷 1 名、吉野 1	
	名）	
7. 13	玉江第三、星峯西第四児童クラブ開設	
28. 4. 1	市立幼稚園に関する業務を教育委員会からこども	機構改革
	未来部に移管	こども未来部を設置
	結婚相談所に関する業務を教育委員会からこども未	子育て支援推進課をこども政策課に名称変更
	来部に移管	企画係を新設
	こども医療費助成事業の対象者の拡大	推進係→放課後児童育成係
	12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	保育課を保育幼稚園課に名称変更
	→15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	教育委員会から結婚相談所と市立幼稚園をこど

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	子育て世代包括支援センター5か所に母子保健支援員を配置 川上第二、坂元第二、坂元台第二、南、花野第二、玉江第四、西谷山第二、宮川第二、皇徳寺第二、生見児童クラブ開設 学習相談支援員を1名配置（本庁1名） 指導監査課に指導監査嘱託員を1名増 障害者差別解消法施行	も未来部に移管
5. 1	被保護者健康管理支援員を1名配置（本庁1名）	
7. 1	鹿児島市保育士・保育所支援センター開設	
7. 12	草牟田第二、紫原第三、西紫原第三、鴨池第三児童クラブ開設	
8. 2	結婚相談所を中央町へ移転	
10. 17	生活・就労支援センターかごしま開設	
29. 3. 10	第4期鹿児島市地域福祉計画（平成29～33年度分）策定	
4. 1	高齢者福祉センター伊敷開設 西部親子つどいの広場（いしきらら）開設 吉野第四、大明丘第二、城南、城南第二、原良第三、武岡第三、西陵第三、中洲第二、中郡第二、南第二、向陽第三、伊敷第二、西谷山第三、喜入第二児童クラブ開設 夏季見舞金・年末見舞金事業の廃止 自立相談支援員を1名増（本庁1名）	機構改革 健康総務課 事業調整係を廃止 健康づくり係を保健所保健政策課に移管 すこやか長寿部に長寿あんしん課を新設 保護第一課庶務係を自立支援・相談係に名称変更
7. 1	川上第三児童クラブ開設	
7. 21	春山第三、石谷第二、和田第二、星峯西第三、星峯東第二児童クラブ開設	
9. 19	松元第二児童クラブ開設	
10. 1	鹿児島市障害者地域生活支援拠点の運用を開始	
10. 14	吉野東第四児童クラブ開設	
30. 2. 15	第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成30年～32年度分）策定	
3. 26	第四次鹿児島市障害者計画（平成30～令和4年度分）策定 鹿児島市障害福祉計画第5期計画・鹿児島市障害児福祉計画第1期計画（平成30～令和2年度分）策定 第一期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画改定（平成30・令和元年度分）	
3. 30	民生安定資金貸付制度廃止	
4. 1	鹿児島市避難所運営マニュアル策定 武岡台第二、南第三、宇宿第二、向陽第四、西伊敷第二、伊敷台第三、松元第三、東谷山第三、東谷山第四、桜丘西第三児童クラブ開設 指導監査課に指導監査嘱託員を1名増	
4. 10	中山第五児童クラブ開設	
5. 1	玉江第五児童クラブ開設	
7. 20	清水第三児童クラブ開設	
7. 21	福平第三児童クラブ開設	
9. 1	高齢者の元気応援協賛店登録事業開始	
10. 1	こども医療費助成事業において市町村民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等の窓口での支払いをなくす制度を導入 成年後見センター開設	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
31. 4. 1	鹿児島市地域包括支援センター吉野 緑ヶ丘事業所開設 吉野第五、大龍第二、草牟田第三、宇宿第三、和田第三、錦江台第三、錦江台第四児童クラブ開設 県から権限移譲により指定障害児通所支援事業者等の指定事務等開始 生活支援コーディネーターを1名配置（本庁1名） 自立相談支援員を1名減（本庁1名） 生活保護高齢者世帯等専任支援員を2名減（本庁2名） 指導監査課に指導監査嘱託員を2名増	機構改革 指導監査課に係を新設 法人・施設指導係 介護・障害指導係 かごしま温泉健康プラザ、さくらじま白浜温泉センターに関する業務を保健所から移管
4. 13	坂元第三児童クラブ開設	
4. 15	谷山第四児童クラブ開設	
4. 22	坂元台第三児童クラブ開設	
令 元. 6. 1	介護保険課に介護保険住宅改修調査員を1名配置	
8. 5	鹿児島市地域包括支援センター谷山北 星ヶ峯事業所 開設	
2. 3. 31		いしき園廃止
4. 1		機構改革 こども未来部をこども未来局に移管
8. 3	鹿児島市地域包括支援センター武・田上 武岡事業所 開設	
3. 2. 17	第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和3～5年度分）策定	
3. 31	鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画（令和3～5年度分）策定	
4. 1	自立相談支援員を1名増（本庁1名） 生活保護高齢者世帯等専任支援員を1名増3名減（本庁3名減、吉野1名増）	機構改革 長寿あんしん課に認知症支援係を新設 保護第一課に城山地区係を新設 保護第二課に郡元地区係を新設 中郡紫原地区係→紫原地区係
7. 1	障害福祉課に障害福祉サービス等事業所情報支援員を1名配置	
4. 3. 23	第5期鹿児島市地域福祉計画（令和4～8年度分）策定	
4. 1		機構改革 長寿あんしん課認知症支援係を廃止し、認知症支援室を新設
5. 3. 16	第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度分）策定	
6. 2. 19	第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和6～8年度分）策定	
3. 25	鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画（令和6～8年度分）策定	
3. 31		喜入園廃止
4. 1	重層的支援体制整備事業の本格実施、福祉連携コーディネーターを1名配置 長寿窓口支援員を1名配置 自立相談支援員を1名減（本庁1名） 障害児等支援相談員を1名配置 鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行	機構改革 健康福祉推進部を新設 健康総務課を健康福祉政策課に名称変更し、健康福祉政策課、地域福祉課、指導監査課が健康福祉推進部の所管となる。 地域福祉課地域共生係を共生支援係に名称変更 長寿あんしん課に長寿施設担当課長を配置 福祉部を福祉支援部へ名称変更し、谷山福祉部

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
		を統合する。谷山福祉部の福祉課を谷山福祉課、保護課を谷山保護課と名称変更し、喜入保健福祉課を含め福祉支援部の所管となる。 谷山福祉課長寿福祉係及び子育て支援係を廃止し、こども未来局に谷山子育て支援課を新設 障害福祉課に障害施設担当課長の配置並びに障害施設係を新設

2 保健所の沿革

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
昭 19. 10		県立鹿児島保健所を山之口町 101 番地に設置 (通信省所管簡易保険健康相談所、県立健康相談所、厚生省所管鹿児島県健康相談所の三者を統合したもの。本市及び鹿児島郡の 1 市 1 町 5 村を管轄する。)
20. 4	空襲により保健所焼失。常盤町に仮事務所を設け、戦災者の救護にあたる。	
8	終戦。草牟田町厚生寮内に仮事務所を設置。市街地の 9 割が焦土と化した中で伝染病の予防対策にあたる。	
22. 4	連合軍総司令部の「保健所の拡充強化に関する覚書」により保健所の行政事務、予算、施設人員及び機構整備などについて指示を受ける。	
11	山下町 1 番地に保健所新庁舎完成	
23. 9	GHQ の指示によりモデル保健所として整備拡充	
24. 4		政令により鹿児島市保健所として新たに発足 (県から市に移管) 総 務 課・・・庶務、医務、薬務係 衛 生 課・・・環境衛生、食品獣疫係 保健予防課・・・防疫、結核、性病、予防、 母子衛生、栄養、歯科衛生係 普 及 課・・・衛生教育、衛生統計、保健婦、 医療社会事業、試験検査係
10		機構改革 市保健課を廃止し、保健所衛生課に清掃係、葬斎係の 2 係を設置
25. 4	鹿児島郡の衛生行政を県立加治木保健所（新設）に移管	
9		機構改革 市衛生課を新設し、清掃係、葬斎係の 2 係を保健所から移管。保健所衛生課を公衆保健課と改め、新たにと場を所管する。保健予防課の栄養係を普及課へ、普及課の保健婦係、試験検査係を保健予防課へ移す。
10	伊敷村、東桜島村を市に編入	
26.		総務課を庶務課に改め、公衆保健課からと場を分離（畜産課所管へ）
28. 4	優生保護相談所設置	
6	栄養相談所設置	
8		市保健所を中央保健所（新屋敷町 1 番地 607 に新設）、山下保健所に分割。従来の鹿児島市保健所を山下保健所と改め旧伊敷村、東桜島村地域を管轄する。

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
29. 8 30	保健所運営協議会設置	保健所機構を整備 中央保健所 庶 務 課・・・庶務、医薬務、普及統計係 公衆衛生課・・・食品獣疫、環境衛生係 保健予防課・・・予防、防疫、結核、母子衛生、 保健婦、試験検査係 山下保健所・・・庶務、公衆保健、保健予防係、 併設性病診療所
32. 11		山下保健所に保健婦係を設置
33. 6		山下保健所に結核係を設置
34. 8	管轄区域の変更。旧伊敷村の境界線が、甲突川と交差する点（玉江橋付近）から川沿いを南下して高見橋に至り、高見橋から電車通りを東へ「高見馬場」「天文館」「いづろ」電停を経て、さらにいづろ通りを下って海岸線と交差する点を結び、この境界線から北側の区域を山下保健所、南側と東桜島地区を中央保健所の管轄とする。	
34. 10		機構改革 中央保健所、山下保健所、尾畔病院（城西病院）を統括する衛生部を新設。保健所の環境衛生係を衛生部環境衛生課に移管。公衆保健課を公衆衛生課に改め、監視と獣疫の２係を設置。保健予防課に歯科衛生係を設置し、結核係を廃止する。山下保健所を中央保健所から分離し、２課制にする。 衛 生 部 環境衛生課 清掃課 中央保健所 庶務課・・・庶務、医薬務、普及統計係 公衆衛生課・・・監視、獣疫係 保健予防課・・・予防、母子保健、歯科衛生、 防疫、試験検査、保健婦係 山下保健所 公衆衛生課・・・庶務、監視係 保健予防課・・・予防、保健婦係 中央保健所歯科衛生係を廃止
36. 2		
40. 4	管轄区域の変更。永吉町、原良地区を中央保健所の管轄から山下保健所の管轄に変更	
42. 3	山下保健所を本庁別館に移転	
4	谷山市との合併により谷山地区を中央保健所管内に編入	中央保健所谷山分室を設置
43. 4	中央保健所保健予防課に精神衛生相談員をおく。 精神衛生事務を中央保健所庶務課から保健予防課に移す。	
45. 5	食生活改善推進員連絡協議会結成	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
45. 10 46. 10	献血推進対策協議会設置	機構改革 中央保健所庶務課を衛生部庶務課に統合。公衆衛生課に食肉検査係を新設。保健予防課に検診係を新設。試験検査係を廃止し、衛生部に検査センターを新設（臨床検査係、食品検査係）。城西病院事務室が中央保健所所管から衛生部所管となる。
47. 4	中央保健所を新屋敷町 16-1 番地から郡元町 2, 691 番地に移転	
48. 4	管轄区域の変更。東桜島地区など 13 町を中央保健所の管轄から山下保健所の管轄に変更 野犬抑留所を移転新築し、畜犬管理センターと改める。	
49. 7	行政区画の変更により中央保健所の住居表示が郡元町 2, 691 番地から鴨池二丁目 25 番 1-11 号となる。 谷山分室を別棟の農業共済跡に移転	
50. 4	山下保健所に精神衛生相談員をおき、精神衛生相談室を設置	
7	住居表示変更により、武町の一部が西田二丁目に変わり、管轄も中央保健所から山下保健所へ移る。	中央保健所谷山分室に分室長をおく。 機構改革 衛生部を公害衛生部とする 中央保健所に庶務課を復活。保健予防課に看護婦係を新設し、保健婦係を 2 係に分ける。 谷山分室を拡充し谷山保健センターとして発足 衛生検査センターが衛生部所管から中央保健所所管となる。 中央保健所 庶務課・・・庶務、医務、普及統計係 公衆衛生課・・・監視、獣疫、食肉検査係 保健予防課・・・予防、看護婦、検診、母子保健、防疫、保健婦第一、保健婦第二係 谷山保健センター・・・公衆衛生、保健予防係 衛生検査センター・・・臨床検査、食品検査係 山下保健所 公衆衛生課・・・庶務、監視係 保健予防課・・・予防、保健婦第一、保健婦第二係
51. 4 8	歯科室設置、歯科予防処置開始	
52. 2	地域保健協議会（救急医療、公衆衛生、学校保健、老人保健、歯科衛生専門部会）設置	
8	谷山支所新築のため谷山保健センターを谷山福祉会館（上福元町 4, 360 番地）に移転	
55. 2	鹿児島地域救急医療対策協議会設置	
56. 7	地域保健協議会に母子保健専門部会を設置	
58. 4	中央保健所別館の新築により事務部門を別館へ移転	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
62. 4	谷山保健センターの新庁舎が谷山塩屋町 71 番地に完成、移転 畜犬管理センター業務を委託事業とする。	中央保健所庶務課を公衆衛生課に統合 普及統計係を医務係に統合 公衆衛生課監視係を指導係へ、保健予防課看護婦係を衛生看護係へ、母子保健係を歯科母子係へ、保健婦第一・第二係を健康指導第一・第二係へ改める。
63. 4	畜犬センターを「市動物管理事務所」と名称変更。 県から不要ねこ引取り業務及び収容、負傷動物の収容等の業務を受託し、同事務所所管とする。	
平 2. 9	運動普及推進員協議会結成	
4. 2	地域保健協議会要綱を改正し、救急医療、公衆衛生、学校保健、老人保健、歯科衛生、母子保健専門部会の 6 専門部会を総務、健康増進、保健医療の 3 部会制とする。	
4	食鳥検査を指定検査機関に委任する。	機構改革 中央保健所は環境局所管、山下保健所は中央保健所所管となる。 城西病院が中央保健所公衆衛生課の所管となる。 中央保健所公衆衛生課食肉検査係を廃止し、食肉検査課を新設
6. 1	中央保健所事務室等の改修工事が完成し、事務部門を本館へ移転	
3	中央保健所（別館）の改修工事が完成し、衛生検査センター臨床検査係が本館から、食品検査係が山下保健所内から移転	城西病院（伝染病院）の廃止
4	市立病院併設伝染病棟を開設	
8. 10	優生保護相談所を廃止 と畜場移転に伴い、食肉検査課が新栄町 22 番地 34 から下福元町 7852 番地に移転	
9. 4		中央保健所公衆衛生課医務係を医務業務係へ、食肉検査課を食肉衛生検査所へ、保健予防課予防係を保健対策係へ、防疫係を感染症対策係へ改める。
11. 3	市立病院併設伝染病棟の廃止	
4	西部保健センターを永吉町 133 番地 7 に開設	山下保健所保健予防課健康指導第一係を健康指導係と改め、健康指導第二係を廃止する。 西部保健センター新設
8	保健所創立 50 周年記念式典開催	
12. 3	栄養相談所を廃止	
4	地域保健協議会の所管を健康福祉部へ移管	機構改革 環境局所管から健康福祉局所管となる。 中央保健所、山下保健所を統合し 1 保健所 4 保健センター体制になる。 生活衛生課・・・庶務、医務業務、食品衛生第一、食品衛生第二、獣疫係 保健予防課・・・保健対策、成人保健、歯科母子、感染症対策係

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
12. 4		東部保健センター・・・地域保健、健康増進係 西部保健センター・・・地域保健、健康増進係 中央保健センター・・・地域保健、健康増進第一、健康増進第二係 南部保健センター・・・地域保健、健康増進係 食肉衛生検査所 衛生検査センター
12. 9 16.11. 1	健康づくり推進員協議会結成	機構改革（市町村合併） 吉田保健福祉課、桜島保健福祉課、松元保健福祉課、郡山保健福祉課、喜入保健福祉課において、保健所（保健センター）業務の一部を行う。
18. 4. 1	夜間急病センター、精神保健福祉交流センター、保健環境試験所（衛生検査センターが名称変更し、移転）の複合施設である保健・急病センターを鴨池二丁目 22 番 18 号に開設	機構改革 衛生検査センターが 環境局環境保全課試験検査係と統合し、保健環境試験所となる。 保健環境試験所・・・臨床検査、食品検査、環境検査係
19.10. 1 20. 4. 1	北部保健センターを吉野町 3275 番地 3 に開設	北部保健センター新設 機構改革 保健予防課に保健予防係を新設する。 保健予防課・・・保健予防、保健対策、成人保健、歯科母子、感染症対策係
22. 4. 1		機構改革 保健総務課を新設 保健総務課・・・総務、企画調整係 生活衛生課庶務係を廃止し、食品衛生第一係と食品衛生第二係を統合し、食品衛生係と改める。 生活衛生課・・・医務業務、食品衛生、獣疫係 保健予防課成人保健係を廃止し、保健予防係と統合する。 保健予防課・・・保健予防、保健対策、歯科母子、感染症対策係
25. 4. 1 12.24	地域主権一括法施行に伴い、生活衛生関係営業の衛生措置基準等に関する条例制定（8 条例） 南部保健センター新庁舎が上福元町 5369 番地 38 に完成、移転	
26. 4. 1	母子保健業務を保健所から子育て支援部に移管	機構改革 保健予防課歯科母子係を廃止（子育て支援部所管の母子保健課新設） 保健予防課・・・保健予防、保健対策、感染症対策係
27. 4. 1	5 保健センターに子育て世代包括支援センターを設置	機構改革 保健環境試験所環境検査係と食品検査係を統合し、理化学検査係と改める。 保健環境試験所・・・臨床検査、理化学検査係

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
29. 1. 1	保健所（保健総務課、生活衛生課、保健予防課）を鴨池庁舎から本庁別館に移転	機構改革 保健総務課を保健政策課に改め、総務係と企画調整係を統合し、総務企画係と改める。 健康総務課健康づくり係を保健政策課へ移管。 保健政策課・・・総務企画、健康づくり係 中央保健センター健康増進第一係と健康増進第二係を統合し、健康増進係と改める。 中央保健センター・・・地域保健、健康増進係
29. 4. 1	すこやか長寿部の健康づくり関連業務（地域保健協議会の所管を含む）を保健所に移管	
29. 5. 8	東部保健センターを別館B棟から西別館1階に移転	
30. 6. 1	鹿児島市口腔保健支援センターを保健予防課に設置	
31. 3. 25	第三次かごしま市食育推進計画（平成31～33年度）策定	
31. 4. 1	かごしま温泉健康プラザ、さくらじま白浜温泉センターに関する業務をすこやか長寿部へ移管	
	マリニピア喜入、スバランド裸・楽・良に関する業務を観光交流局観光交流部へ移管	
令 2. 4. 1		
3. 4. 1	市動物管理事務所を市動物愛護管理センターへ名称変更	
4. 3. 29	第四次かごしま市食育推進計画（令和4～8年度）策定	
6. 3. 25	第三次鹿児島市健康増進計画（令和6～17年度）策定	機構改革 保健所を保健部に改め、保健所長（医師）に加え、保健部長（事務）を配置（地域保健法上の機関としては保健所）・保健予防課の保健予防係及び感染症対策係を廃止し、感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策室を新設
6. 3. 26	鹿児島市感染症予防計画（令和6～11年度）策定	
6. 3. 29	第二次鹿児島市自殺対策計画（令和6～10年度）策定	
6. 4. 1		
		新型コロナウイルス感染症対策室を廃止 保健政策課に専任の統括保健師を配置

II 健康福祉局関係施設一覧 (令和6年4月1日現在)

【救護施設】

- 1 [救護施設 \(生活保護法第38条\) \(1施設\)](#)

【児童福祉関係】

- 2 [障害児入所施設 \(児童福祉法第42条\) \(4施設\)](#)
- 3 [児童発達支援センター \(児童福祉法第43条\) \(16施設\)](#)
- 4 [児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援 \(児童福祉法第6条の2の2\) \(388施設\)](#)
- 5 [障害児相談支援 \(児童福祉法第6条の2の2\) \(79施設\)](#)

【老人福祉・介護保険関係】

- 6 [養護老人ホーム \(老人福祉法第20条の4\) \(2施設\)](#)
- 7 [軽費老人ホーム \(老人福祉法第20条の6\) \(16施設\)](#)
[谷山荘](#)
[谷山荘以外](#)
- 8 [高齢者福祉センター \(老人福祉法第20条の7\) \(7施設\)](#)
- 9 [老人憩の家 \(1施設\)](#)
- 10 [介護予防拠点施設 \(1施設\)](#)
- 11 [地域包括支援センター \(介護保険法第115条の46\) \(20施設\)](#)
- 12 [介護老人福祉施設 \(49施設\)](#)
- 13 [介護老人保健施設 \(介護保険法第94条\) \(19施設\)](#)
- 14 [介護医療院 \(介護保険法第107条\) \(7施設\)](#)
- 15 [認知症対応型共同生活介護事業所 \(グループホーム\) \(129施設\)](#)
- 16 [特定施設入居者生活介護事業所 \(16施設\)](#)
- 17 [居宅介護支援事業所 \(介護保険法第79条\) \(151施設\)](#)
- 18 [訪問介護事業所 \(149施設\)](#)
- 19 [訪問入浴介護事業所 \(8施設\)](#)
- 20 [訪問リハビリテーション事業所 \(3施設\)](#)
- 21 [訪問看護事業所 \(103施設\)](#)
- 22 [居宅療養管理指導事業所 \(7施設\)](#)
- 23 [通所介護事業所 \(96施設\)](#)
- 24 [通所リハビリテーション事業所 \(6施設\)](#)
- 25 [短期入所生活介護事業所 \(52施設\)](#)
- 26 [短期入所療養介護事業所 \(2施設\)](#)
- 27 [福祉用具貸与事業所 \(47施設\)](#)
- 28 [特定福祉用具販売事業所 \(46施設\)](#)
- 29 [認知症対応型通所介護事業所 \(17施設\)](#)
- 30 [小規模多機能型居宅介護事業所 \(25施設\)](#)
- 31 [定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 \(12施設\)](#)
- 32 [看護小規模多機能型居宅介護事業所 \(11施設\)](#)
- 33 [地域密着型通所介護事業所 \(178施設\)](#)
- 34 [地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 \(7施設\)](#)
- 35 [地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 \(3施設\)](#)
- 36 [介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援型訪問介護サービス事業所 \(49施設\)](#)
- 37 [介護予防・日常生活支援総合事業 ミニデイ型通所介護サービス事業所 \(18施設\)](#)
- 38 [介護予防・日常生活支援総合事業 運動型通所介護サービス事業所 \(22施設\)](#)

【障害者福祉関係】

- 39 [障害者福祉センター等 \(4施設\)](#)
- 40 [地域活動支援センター \(障害者総合支援法第5条第25項\) \(12施設\)](#)
- 41 [福祉ホーム \(障害者総合支援法第5条第26項\) \(4施設\)](#)
- 42 [視聴覚障害者情報提供施設 \(身体障害者福祉法第34条\) \(1施設\)](#)
- 43 [居宅介護・重度訪問介護 \(障害者総合支援法第5条第2項及び第3項\) \(122施設\)](#)
- 44 [行動援護 \(障害者総合支援法第5条第5項\) \(17施設\)](#)
- 45 [同行援護 \(障害者総合支援法第5条第4項\) \(60施設\)](#)
- 46 [生活介護 \(障害者総合支援法第5条第7項\) \(85施設\)](#)
- 47 [短期入所 \(障害者総合支援法第5条第8項\) \(55施設\)](#)
- 48 [共同生活援助 \(障害者総合支援法第5条第17項\) \(99施設\)](#)
- 49 [自立訓練 \(生活訓練\) \(障害者総合支援法第5条第12項\) \(10施設\)](#)
- 50 [就労移行支援 \(障害者総合支援法第5条第13項\) \(15施設\)](#)
- 51 [就労継続支援 \(A型\) \(障害者総合支援法第5条第14項\) \(34施設\)](#)
- 52 [就労継続支援 \(B型\) \(障害者総合支援法第5条第14項\) \(159施設\)](#)
- 53 [就労定着支援 \(障害者総合支援法第5条第15項\) \(6施設\)](#)
- 54 [自立生活援助 \(障害者総合支援法第5条第16項\) \(5施設\)](#)
- 55 [障害者基幹相談支援センター等 \(3施設\)](#)
- 56 [一般相談支援 \(障害者総合支援法第5条第18項\) \(24施設\)](#)
- 57 [特定相談支援 \(障害者総合支援法第5条第18項\) \(76施設\)](#)
- 58 [施設入所支援 \(障害者総合支援法第5条第10項\) \(18施設\)](#)

【その他】

- 59 [隣保館 \(地方改善施設\) \(2施設\)](#)
[小松原](#)
[小野](#)

- 60 地域福祉館（41 施設）
- 61 福祉センター（1 施設）
- 62 健康増進のための施設（2 施設）
- 63 夜間急病センター（1 施設）
- 64 保健福祉関係団体施設及び相談所（23 施設）